

平成24年12月4日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

条 例

○秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例（89・建築住宅課）	3
-------------------------------------	---

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例（秋田県条例第89号）

1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定による次の認定を受けようとする者から、手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。（第1条及び別表第1～別表第3関係）

(1) 低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の申請

① 一戸建ての住宅に係る計画

34,000円（計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては、5,000円）

② 共同住宅等又は複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の住戸部分に係る計画

住戸の総数に応じた表1に定める額

③ 共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及びその住戸部分に係る計画

建築物全体の住戸の総数に応じた表1に定める額＋共用部分の床面積に応じた表2に定める額

④ 複合建築物の建築物全体又は建築物全体及びその住戸部分に係る計画

建築物全体の住戸の総数に応じた表1に定める額＋共用部分の床面積に応じた表2に定める額＋非住宅部分の床面積に応じた表3に定める額

⑤ 非住宅建築物に係る計画

建築物全体の床面積に応じた表3に定める額

(2) 計画の変更の認定の申請

変更部分について(1)により算定した額に2分の1を乗じて得た額

表1

住戸の総数	金額	適合証あり
1戸の場合	34,000円	5,000円
2戸以上5戸以下の場合	66,000円	9,000円
6戸以上10戸以下の場合	94,000円	16,000円
11戸以上25戸以下の場合	132,000円	26,000円
26戸以上50戸以下の場合	189,000円	43,000円
51戸以上100戸以下の場合	269,000円	77,000円
101戸以上200戸以下の場合	365,000円	122,000円
201戸以上300戸以下の場合	477,000円	154,000円
301戸以上の場合	560,000円	164,000円

表2

面積	金額	適合証あり
300㎡以内の場合	105,000円	9,000円
300㎡を超え、2,000㎡以内の場合	173,000円	26,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内の場合	269,000円	77,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内の場合	345,000円	122,000円
10,000㎡を超え、25,000㎡以内の場合	412,000円	154,000円
25,000㎡を超える場合	480,000円	192,000円

表3

面積	金額	適合証あり
300㎡以内の場合	231,000円	9,000円
300㎡を超え、2,000㎡以内の場合	369,000円	26,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内の場合	524,000円	77,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内の場合	642,000円	122,000円
10,000㎡を超え、25,000㎡以内の場合	756,000円	154,000円
25,000㎡を超える場合	863,000円	192,000円

- 2 手数料は、申請があったときに徴収することとした。(第2条関係)
- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができることとした。(第3条関係)
- 4 既に徴収した手数料は、還付しないこととした。(第4条関係)
- 5 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十四年十二月四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県条例第八十九号

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- 一 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。)第五十四条第一項の規定による法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下「計画」という。)の認定申請一件につき次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (一) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分(以下「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下同じ。)に係る計画 三万四千元(計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類(以下「適合証」という。)を提出する場合にあつては、五千元)
 - (二) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの(以下「共同住宅等」という。)の住戸の部分又は人の居住の用に供する部分と非住宅部分を有する建築物(以下「複合建築物」という。)の住戸の部分に係る計画 計画に係る住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額
 - (三) 共同住宅等の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。)の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
 - 四 複合建築物の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、その共用部分(非住宅部分に係るものを除く。次号四イにおいて同じ。)の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
 - (四) 人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画 計画に係る建築物全体の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額
- 二 法第五十五条第一項の規定による計画の変更の認定申請一件につき次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (一) 前号(一)に掲げる計画の変更 一万七千元(適合証を提出する場合にあつては、二千五百円)
 - (二) 前号(二)に掲げる計画の変更 変更に係る住戸につきその変更後の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
 - (三) 前号(三)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額
 - ア 住戸の部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住戸につきその変更後の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
 - イ 共用部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る共用部分につきその変更後の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
 - 四 前号(四)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額
 - ア 住戸の部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住戸につきその変更後の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
 - イ 共用部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る共用部分につきその変更後の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
 - ウ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分につきその変更後の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
 - (五) 前号(五)に掲げる計画の変更 変更後の建築物全体の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額
- 2 法第五十四条第二項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十八号)別表一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。
- 3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の二において準用する同法第六

条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

- 4 確認の申出に係る建築物の計画の審査に建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定(以下単に「構造計算適合性判定」という。)を併用する場合の手数料の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該建築物の構造計算適合性判定が行われる部分の床面積の合計を同条第五項の規定による請求に係る構造計算適合性判定を要する建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表二の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。

(手数料の徴収の時期)

第二条 手数料は、申請があつたときに徴収する。

(手数料の減免)

第三条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の不還付)

第四条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一 (第一条関係)

一	一戸の場合	三万四千元 (適合証を提出する場合にあつては、五千元)
二	二戸以上五戸以下の場合	六万六千元 (適合証を提出する場合にあつては、九千元)
三	六戸以上十戸以下の場合	九万四千元 (適合証を提出する場合にあつては、一万六千元)
四	十一戸以上二十五戸以下の場合	十二万二千元 (適合証を提出する場合にあつては、二万六千元)
五	二十六戸以上五十戸以下の場合	十八万九千元 (適合証を提出する場合にあつては、四万三千元)
六	五十一戸以上百戸以下の場合	二十六万九千元 (適合証を提出する場合にあつては、七万七千元)
七	百一戸以上二百戸以下の場合	三十六万五千元 (適合証を提出する場合にあつては、十二万二千元)
八	二百一戸以上三百戸以下の場合	四十七万七千元 (適合証を提出する場合にあつては、十五万四千元)
九	三百一戸以上の場合	五十六万円 (適合証を提出する場合にあつては、十六万四千元)

別表第二 (第一条関係)

一	三百平方メートル以内の場合	十万五千元 (適合証を提出する場合にあつては、九千元)
二	三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の場合	十七万三千元 (適合証を提出する場合にあつては、二万六千元)
三	二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内の場合	二十六万九千元 (適合証を提出する場合にあつては、七万七千元)
四	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の場合	三十四万五千元 (適合証を提出する場合にあつては、十二万二千元)
五	一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内の場合	四十一万二千元 (適合証を提出する場合にあつては、十五万四千元)
六	二万五千平方メートルを超える場合	四十八万円 (適合証を提出する場合にあつては、十九万二千元)

別表第三 (第一条関係)

一	三百平方メートル以内の場合	二十三万千元 (適合証を提出する場合にあつては、九千元)
二	三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の場合	三十六万九千元 (適合証を提出する場合にあつては、二万六千元)
三	二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内の場合	五十二万四千元 (適合証を提出する場合にあつては、七万七千元)
四	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の場合	六十四万二千元 (適合証を提出する場合にあつては、十二万二千元)
五	一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内の場合	七十五万六千元 (適合証を提出する場合にあつては、十五万四千元)
六	二万五千平方メートルを超える場合	八十六万三千元 (適合証を提出する場合にあつては、十九万二千元)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号
電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)